

平成19年6月20日公布された 道路交通法一部改正の内容が 6月1日から施行されます

施行される主な内容について、紹介します。
詳しくは、下記までご連絡ください。

◎八橋警察署 交通課（代表：0858-49-0110）

◎企画情報課 交通安全担当（0859-54-5202）

※施行・・・法令の効力を発生させること

後部座席などのシートベルト着用が完全義務化に

〔改正前〕 運転者の努力義務

〔改正後〕 後部座席などの同乗者のシートベルトが、完全義務化になりました。
運転者は、自動車を運転させる際には同乗者全員にシートベルトを装着させなくてはなりません。

75歳以上は「高齢者運転者標識」の表示が義務化



高齢者運転者標識

- 対象年齢の方が「高齢者運転者標識」の表示を怠った場合、2万円以下の罰金、または料料が科せられます。
- 70～74歳の方は、これまでどおり、身体の機能低下などで運転に不安があるときなどは高齢者運転者標識を表示するように努めなければなりません。

子どもなどが普通自転車を運転する場合、車道通行が危険な場合 歩道通行可能に

《普通自転車が歩道を通行できる場合》

- ① 「歩道通行可」の標識などがあるとき
- ② 児童や幼児、その他政令で定める者が運転するとき
- ③ 車道または交通の状況に照らして、やむを得ないと認められるとき



自転車および歩行者
専用標識

児童・幼児の自転車乗車時には、 ヘルメットの装着が、保護者の努力義務に

※「乗車時」とは、「補助いす等で同乗させるとき」あるいは「自転車を運転させるとき」のことをいいます。

一部の聴覚障害者について免許取得「可」の範囲拡大

- 「聴覚障害者標識」の表示が義務化
- 車両にワイドミラーを装着することなどを条件として普通自動車免許を取得することが可能に。（違反の場合、罰則があり）
- ※ 「聴覚障害者標識」を表示した車への幅寄せや割り込みをした場合、5万円以下の罰金が科せられます。



聴覚障害者標識